

史料館収蔵貴重史料利用内規

(趣旨)

第1条 滋賀大学経済学部附属史料館(以下「本館」とする。)が収蔵する貴重史料の利用については、「滋賀大学経済学部附属史料館利用規程」及び「史料館収蔵史料利用内規」に基づき、この内規の定めるところによる。

2 貴重史料とは、国宝及び国の重要文化財に指定されている史料またはそれと同等で館長が特に重要と認めた史料をいう。(別表1)

(貴重史料の閲覧)

第2条 貴重史料を閲覧しようとするものは、「貴重史料閲覧申請書」にその目的と原本閲覧の理由を詳細に記入した上で、利用日の2週間前までに申請し、その許可を得るものとする。ただし、閲覧の目的が研究及び教育に資するものであり、写真帳または画像データでは確認できない事由である場合に限る。

2 申請者が学生及び大学院生の場合は、指導教員の紹介状を提出しなければならない。

3 閲覧は通常の閲覧日に行い、時間は一回につき3時間以内、閲覧点数は10点までに限る。

4 閲覧は館員の視認下で行い、史料の取り扱いは館員が行う。

(貴重史料の利用)

第3条 貴重史料の撮影は原則として認めないが、特段の理由がある場合は、館長が許可することもある。

2 史料原本の複写機による電子複写(コピー)及び画像データの印刷・複製は行えない。ただし、写真帳については、館外に一時貸出の手続きをした上で、1回につき史料10点分まで電子複写(コピー)を認める。

3 貴重史料の画像又は貴重史料利用成果の全部もしくは一部を、出版物等へ掲載、放映又は展示等に利用する場合は、「史料館収蔵史料利用内規」第4条に準じる。

(貴重史料の館外貸出)

第4条 貴重史料の館外貸出は原則禁止であるが、博物館施設における展示等特段の理由がある場合は、申請書類を提出し、館長の指示により許可することがある。その場合、寄託史料については、事前に寄託者の承諾書を得て、その写しを添付の上、申請しなければならない。

2 博物館施設等での展示のために貸出を受けたい場合は、展示企画書、文化財保護法に定める公開承認施設の承認証写し及び施設概要・防犯設備に関する書類等を申請書に添付しなければならない。また、貸出にあたっては学芸員が帯同し、貸出期間中は常にその管理下に置かなければならない。

3 前項の場合、文化庁の「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」に規定された条件を遵守しなければならない。

(貴重史料複製物の他機関での公開)

第5条 貴重史料複製物の他機関での公開については、「史料館収蔵史料利用内規」第6条に準じる。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

(別表1)

指定	貴重史料名	点数
国宝	菅浦文書	1,282 点
国の重要文化財	今堀日吉神社文書	947 点
同	大嶋神社・奥津嶋神社文書	222 点
同 附史料	有川市郎兵衛家文書中	5 点
当館指定	菅浦家文書(中世分)	133 点
同	琉球貿易図屏風	1 点